

\*この調剤内規は当院の院内ルール、電子カルテシステム、調剤機器の性能等に基づき規定していますので、参考資料として扱っていただくようお願いいたします。

## 長野県立こども病院薬剤部調剤内規（抜粋）

### 調剤

処方区分に対する調剤の基本的な考え方

調剤にあたっては、薬袋及びラベルの発行の有無等は処方せん区分により区別している。

概念的には、外来患者と入院患者の調剤のカテゴリーに大別する。

外来患者の調剤 …外来処方せん、退院処方せん

入院患者の調剤 …定期処方せん、臨時処方せん、至急処方せん

#### (1) 薬袋及びラベルの発行

##### ア 発行単位

薬袋及びラベルは処方番号毎に発行する。

##### イ 散剤の服用量不均等の場合

同一薬剤であっても1日の内で服用1回量が異なる場合は服用時間毎に薬袋を発行する。

例)「30mg/日 分2 朝10mg 夕20mg」

\*服用間違い防止のため、薬袋に1回服用量を記載する。

(システム対応困難なため手書きで対応)

##### ウ 錠剤の1包化

処方番号を越えた1包化は、医師の指示がある場合に行う。

服用時間により薬剤の種類・量が異なる場合は服用時間毎に薬袋を発行する。

#### (2) 散剤の調剤

##### ア 処方せんへの散剤の量の記載

散剤の量は、原則、成分量又は力価(mg)で記載とする。

複合剤、成分量、力価での表記が困難な場合等は薬剂量(g)で記載とする。

また、分包品の場合は包装単位(包)で記載されているものもある。

##### イ 秤量誤差及び計量誤差

1g以上を秤量する場合の秤量誤差は±5%以内とし、1g未満を秤量する場合の秤量誤差は±0.02g以内とする。また、計量誤差は±10%以内とする。

##### ウ 賦形剤(乳糖及びデンプンは局方品を用いる)

原則として賦形用乳糖(EFC乳糖)を用いる。

ただし、医師の指示等がある場合はトウモロコシデンプンを用いる。

## エ 賦形剤の添加

1包あたり0.2 gとなるように賦形剤を加える。

## オ 賦形剤を加えない場合

- 医師からの指示がある場合。
- 下記に示した薬剤は、均一に混和できない、製剤の安定性が損なわれるなどの理由から賦形を行わない。

- ① 顆粒剤…注 1
- ② ドライシロップ剤…注 2
- ③ 塩類（例：塩化ナトリウム、臭化カリウム、塩化カリウム）
- ④ 顆粒つぶし…顆粒剤と同等の扱い
- ⑤ 抗菌薬（錠剤つぶしは除く）
- ⑥ 酸化マグネシウム

注 1：顆粒剤で以下の場合、賦形を加える。

顆粒剤に散剤が 1 剤以上ある場合。（例：アスベリン散＋ノイチーム顆粒）

注 2：ドライシロップ剤で以下の場合、賦形をしてもよい。

ドライシロップ剤に散剤が 1 剤以上ある場合。（例：アスベリン散＋カルボシステインドライシロップ）

\* 1包あたり0.2 gに満たないものの、1回に秤量する賦形剤が0.2 gに満たない場合は賦形剤を加えない。

例)  $\Delta\Delta\Delta 10\%$  35mg 分2 3日分

↓

1包あたり 0.175 g 必要な賦形剤は 0.025 g

↓

1日あたり必要な賦形剤は 0.05 g

↓

3日分の賦形剤＝1回に秤量する賦形剤 0.15 g

↓

0.2 gに満たないので、この場合は賦形剤を添加しない。

## カ 賦形剤としてデンプンを用いるもの

- 医師の指定するもの  
「デンプンでふけい」等、処方せんのコメントに従うものとする。
- 医薬品の品質によるもの  
イスコチン

## キ 秤量時の誤差の誘発防止

処方された薬剤量が少量の場合、秤量時の誤差誘発を防止するため、秤量する薬剤の量が

0.2 g を超えるように調剤日数を調整するか、より薄い濃度の予製剤を作成し対応する。

#### ク 倍散

少量で処方されたものについては秤量誤差防止のために、予め調製した倍散を用いる。

例) アスピリン100mg/g (10倍散)、ドパストン散200mg/g (5倍散)

\*以下の倍散は、誤って用いられることのないよう赤色3号で着色するものとする。

シゴシン0.1mg/g (10000倍散)

#### ケ 計数調剤

分包製品のある場合において、原則として、分包製品を計数調剤する。

#### コ 分包品等そのまま調剤するものとし、開封しないもの

例) 塩酸バンコマイシン散 (バイアル製品)  
コレバインミニ (吸湿性、含量低下)  
ソリタT3顆粒 (吸湿性)  
インタール細粒 (通常、分包品の包装単位の量で処方されるため)

\*インタール細粒については、服用量が包装単位で割り切れないときは開封して調剤する。

#### サ 酸性薬剤とアルカリ性薬剤

酸性薬剤とアルカリ性薬剤は同一Rp (処方) 内に混在しない様に注意する。

<酸性薬剤>

例) アスピリン、シナール

<アルカリ性薬剤>

例) 安息香酸ナトリウムカフェイン、SM散、酸化マグネシウム、炭酸水素ナトリウム  
セレニカR顆粒

#### シ 同一成分の薬剤がある場合の粉碎等

原則として、同一成分からなる散剤又は顆粒剤が採用医薬品となっている場合であって、錠剤の粉碎または脱カプセルが必要な場合は、その散剤又は顆粒剤を用いて調剤を行う。

処方オーダーがあった場合は、処方医に処方変更を依頼する。

例) ペルサンチン錠 → アンギナール散  
アロプリノール錠 → リポール細粒  
カロナール錠 → コカールDS

### (3) 錠剤、カプセル剤

#### ア 計数調剤

ヒートシール分包品については、ヒートシールのまま計数調剤を行う。

#### イ 半割の基本的な考え方

半割は基本的に割線のあるものに対して行うが、割線がない場合も製剤が安定であり、医師からの指示のある場合には半割を行う。

なお、形状により均等性を確保できないもの、製剤の特性上半割が困難なものについて半割は行わない。

#### ウ 半割等の取り扱い（カプセルは除く）

##### 1) 外来処方せん、退院処方せんでの取り扱い

###### ○錠剤の場合

半割のうえ、一包化して交付する。

\*ただし、患者が半割分包を望まない場合、ヒートシールのまま計数調剤し半割する旨を明記した内袋に入れて交付する。「半割してお飲み下さい」シールを利用。

患者に交付する際、光により分解等があるものは遮光袋に入れて交付する。

#### エ 一包化（錠剤一包化基準より）

##### 1) 外来

原則、一包化しない。

\*ただし、下記の場合には分包する。

- ① 割線の有無に関係なく、一回量が半錠の場合  
(患者が分包を希望しない場合は、ヒートシールとする。)
- ② 医師、患者から依頼があった場合  
(患者から直接依頼があった場合は、医師の了解を得る。)

##### 2) 一包化における注意事項

- ① 一包化を指示する場合は、処方オーダーにコメントを入力する。
- ② 用量の調節や変更する可能性がある薬剤に関しては、一包化に適さないため別包とする。
- ③ 一包化指示の処方の中に別包装にする薬剤がある場合は、その指示を必ずコメントに入力する。
- ④ 患者から直接一包化の依頼があった場合は、医師の了解を得る。
- ⑤ 遮光保存、吸湿性がある場合等の理由のため、PTP包装から出すことが適さない薬剤は分包しない。

### 3) 分包紙への記載

分包紙には、患者 ID、患者氏名、Rp 番号、調剤日、薬剤名、錠剤の錠数、服用時を記載する。

### オ 錠剤の粉碎及びカプセル外し

#### 1) 原則

錠剤の粉碎及びカプセル外しをした薬剤については散剤として取り扱う。

同一成分の散剤等が採用されている場合は、採用している散剤等で調剤する。

予製剤がある場合は、予製剤を利用して調剤する。

錠剤の粉碎及びカプセルはずしは、メーカーからの安定性のデータに基づいて、処方日数を制限する。

#### 2) 錠剤の粉碎及びカプセル外し

① 処方せんとおりの含有量になるように薬剤数量と日数を調整して調剤する。

② 使用した薬剤の空になったヒートシールは監査に用いるので、調剤後は分包した薬剤と一緒にしておく。

篩過する場合は、篩過後の薬剤量を秤量する。

適宜、粉碎機を用いてもよいが、使用不可の薬剤があるので注意する。

例) リスモダンカプセル (粉碎機への固着)

#### 3) 処方せんへの記録

粉碎等した薬剤 (予製剤を除く) については、粉碎等した薬剤の種類及び数量を記載。

### (4) 内用水剤

#### ア 基本的な考え方

内用水剤は、例外なく原液調剤とする。

#### 複数水剤の混合

処方日数	14日以内	15日以上
混合	混合する	薬剤毎に原液のまま

\*複数水剤の場合、配合変化に注意し調剤を行うこと。

ただし、医師の指示のある場合はこの限りではない。

#### イ 容器

遮光の必要のあるものは遮光容器を用い、必要のないものは透明な容器を用いる。

#### ウ ラベルの記載

ラベルには、患者 ID、患者氏名、Rp 番号、薬剤名、用法・容量および必要なコメントを記載する。また、必要に応じて冷所保存と記載する。

## エ 計量カップ及びスポイトの添付

### ● 外来処方せん及び退院処方せん

2mL以下はスポイト、それを超える場合はカップを添付する。

カップ及びスポイトには1回服用量の印を目盛りに付ける。

薬剤科にあるスポイトで秤取ることのできない量（例：1回0.25mL）の場合は、スポイト及びカップは添付しない。（必要に応じ、患者に売店にてシリンジを購入してもらう）

薬剤によっては、専用のシリンジが付いているものもある。（ネオオーラル内用液）

### オ 患者への交付

万が一内容物が漏れた場合に備え、ユニパックに入れて患者にお渡しする。

## カ 製品ビン

処方量が製品容量以上である場合、製品ビンをそのまま用いてよい。

例：デパケンシロップ 10mL/分2 20日分

↓

製品ビン1本（120mL）＋小分け容器（80mL）

## （5）外用剤

### ア 軟膏等

製品は計数調剤を行う。

小分けは天秤を用いて重量を測定して行う。

小分け及び混合して調剤したものについては、軟膏容器に薬剤名及び調剤年月日を記載する。

### イ 吸入薬

#### ① 製品の調剤

製品は、計数調剤を行う。

#### ② 小分け及び混合吸入液の調剤

##### 調剤の実際

● ラベルには患者ID、患者氏名、Rp番号、薬剤名、用法・用量を記載する。

吸入薬は遮光容器を使用する。

小分け容器は水剤と同じものを用いるため、フタに「外用液」のシールを貼付する。

#### ● 経腸栄養剤

外来処方、退院処方の場合は計数調剤を行う。

### ウ 自己注射用の薬剤

自己注射については、処方せんに基づき計数調剤を行う。

#### 4 処方監査

調剤業務マニュアルに従う。

(1) 実施者

調剤者とは別の薬剤師が行う。

(2) 監査内容

処方せんの形式監査及び処方内容に関する監査並びに実施調剤に関する監査を行う。

処方内容に疑義があれば速やかに処方医に対し確認を行った上で交付する。

調剤実施に疑義があれば調剤者に内容を確認した上で交付する。

掲載 平成28年1月